

○酒田市公共施設適正化懇談会設置要綱

(令和5年5月1日告示第336号)

改正 令和6年4月1日告示第131号 令和6年5月13日告示第400号

(趣旨)

第1条 酒田市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の適正化を進めるにあたり、当該施設を利用する関係団体等の意見を聴取し、施設の在り方を検討するために、酒田市公共施設適正化懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱した委員(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 施設所管部長
- (3) 学識経験者
- (4) 施設利用団体関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

2 懇談会の委員の定数は、15人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から翌年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、総務部財政課に置く。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第131号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年5月13日告示第400号)

この告示は、令和6年5月13日から施行する。